

静岡県家畜共同育成場指定管理者業務仕様書



令和3年9月22日

静岡県経済産業部農業局畜産振興課

目 次

1	趣旨	1
2	管理に関する基本的な方針	1
3	施設の概要	1
4	使用期間	2
5	指定の期間	2
6	事業の適正な実施に関する事項	2
7	業務内容の細目	3
8	業務の引継	3
9	管理に要する経費	3
10	利用料金制度	4
11	物品の管理等	4
12	事業報告書の提出	4
13	事業継続が困難になった場合の措置	5
14	協定等の締結	5
15	留意事項	5
16	資料	5
別紙		
1	静岡県家畜共同育成場機械・備品一覧	別紙 1
2	静岡県及び指定管理者の業務区分表	別紙 2
3	静岡県家畜共同育成場の業務量及び事務局事務量（想定）	別紙 3-1
4	静岡県家畜共同育成場の業務内容（想定）	別紙 3-2

静岡県家畜共同育成場指定管理者業務仕様書

静岡県家畜共同育成場（以下「育成場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等はこの仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、育成場の指定管理者が行う業務内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理に関する基本的な方針

(1) 施設の設置目的

畜産業を営む経営体から子牛を預かり、優良な後継牛を育成することにより、家畜資源（牛）の確保や畜産経営の安定、県民に安心・安全な牛乳や乳製品及び牛肉の供給を図る。

(2) 管理に関する基本的な方針

施設の設置目的を十分理解し、育成場を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

ア 後継牛の確保と畜産経営の安定化を図るとともに県民に安全・安心な牛乳や乳製品及び牛肉の供給を図るため、より多くの優良後継牛を育成するという設置理念に基づき管理運営を行う。

イ 県民や利用者の意見を管理運営に反映させる。

ウ 個人情報保護を徹底する。

エ 効率的な運営を行う。

オ 管理費の節減に努める。

3 施設の概要

(1) 名称 静岡県家畜共同育成場

(2) 所在地 伊豆市湯ヶ島 892-2

(3) 規模

ア 敷地面積	125.1ha	うち伊豆市湯ヶ島地内	45.0ha（借地：伊豆森林管理署）
		うち伊豆市湯ヶ島地内	0.1ha（県有地）
		うち賀茂郡西伊豆町宇久須地内	80.0ha（借地：西伊豆町宇久須財産区）
イ 草地面積	62.4ha	うち伊豆市湯ヶ島地内	29.5ha
		うち賀茂郡西伊豆町宇久須地内	32.9ha

ウ 施設概要

施設名	施設の構成	規模	用途
天城放牧場	育成舎及びパドック	3棟 (270頭収容) 7,523㎡	5か月齢以上の牛の飼育
	隔離牛舎	1棟 90㎡	病気の牛を隔離
	地下サイロ	10基 667㎡	牧草のサイレージ
	飼料庫及び敷料庫	2棟 265㎡	
	避難牛舎	1棟 182㎡	宇久須地区
	堆肥舎	2棟 385㎡	
	牧柵	一式	28牧区周囲等
	鹿防護柵	一式 全長 11,666m	
天城哺乳場	育成舎及びパドック	2棟 (200頭収容) 1,762㎡	7か月齢以下の牛の飼育
	哺乳牛舎	1棟 160㎡	2か月齢以下の牛の哺乳
	資材庫	1棟 20㎡	
	堆肥舎	1棟 100㎡	
管理棟	管理事務所	1棟 92㎡	
	農機具庫	1棟 310㎡	
バイオマス利用施設	バイオマスプラント	1棟 985㎡	
	堆肥化施設	2基 146㎡	

エ 機械・備品概要

別紙1「静岡県家畜共同育成場機械・備品一覧」参照

4 使用期間

施設	家畜	期間
天城放牧場	生後5か月齢以上生後24か月齢以下の乳用牛又は肉用牛	20か月
天城哺乳場	生後1か月齢以上生後7か月齢以下の乳用牛又は肉用牛	7か月

※ 特に必要と認められる場合において乳用牛又は肉用牛の受入月齢の変更及び期間の延長が可能

5 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

6 事業の適正な実施に関する事項

(1) 法令等の遵守

育成場の管理にあたっては、本仕様書の他、次に掲げる法令等に基づき実施すること。

- ・ 地方自治法、同法施行令
- ・ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則
- ・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- ・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ・ 家畜伝染病予防法
- ・ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
- ・ 家畜改良増殖法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・水質汚濁防止法
- ・悪臭防止法
- ・静岡県個人情報保護条例
- ・その他関係法令

(2) 環境に配慮した取組

指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、静岡県が定める実行計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて行う年間エネルギー使用量の報告など、必要な事務を行うこと。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めること。

7 業務内容の細目

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。なお、全ての業務を一括して再委託する場合を除き、個別の業務について第三者に再委託することは可能であるが、その場合は、あらかじめ県の承認を受けること。

また、「静岡県家畜共同育成場管理運営方針」（「静岡県家畜共同育成場指定管理者募集要項資料編」）に基づき実施すること。

(1) 育成場を畜産農家の使用に供すること

- ア 使用の承認及び条件の付与
- イ 受入月齢の変更及び受入期間の延長
- ウ 使用の不承認（公の秩序を害するおそれがあると認める場合を除く）
- エ 使用の承認の取消し又は使用の制限（公の秩序を害するおそれがあると認める場合を除く）

(2) 乳用牛及び肉用牛の育成に関する業務

- ア 受託牛等の飼養管理業務
- イ 受託牛の入退場管理
- ウ 預託農家との情報交換業務
- エ ふん尿処理業務

(3) 育成場の維持管理に関する業務

- ア 施設・機械等の保守管理業務
- イ 草地管理、自給飼料の生産・調整業務
- ウ バイオマス利用施設の管理業務
- エ 地域住民への対応業務

(4) その他必要な業務

- ア 事業報告書等の作成
- イ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する法律に基づく異動報告
- ウ 県との連絡調整その他施設の管理に必要な業務

※ 静岡県及び指定管理者の業務区分については、別紙 2 「静岡県及び指定管理者の業務区分表」を参照のこと。

※ 想定される作業量及び事務量並びに業務内容については、別紙 3 - 1 及び別紙 3 - 2 を参照のこと。

8 業務の引継

指定期間終了または指定取消等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

9 管理に要する経費

(1) 委託料

県は、育成場の管理運営に必要な経費として、毎年度予算の範囲内において、指定管理者に委託料を支払う。なお、支払の時期や方法等は、県と指定管理者と協議の上、協定で定める予定である。

ただし、指定期間中に配合飼料価格の大幅な変動等により、協定で定めた委託料を見直す必要があると判断した時、県は指定管理者に対し、指定管理者は県に対して変更協議を申し出ることができるものとする。また、県及び指定管理者は、変更協議の申し出を受けた時には協議に応じなければならない。

(2) 県が支払う経費に含まれるもの

ア 人件費の一部

イ 点検・修繕費の一部

ウ 業務に係る経費の一部

※ 委託料に含める経費については、県と指定管理者と協議の上、協定で定める予定である。

10 利用料金制度

(1) 利用料金は、1頭につき1日上限675円の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。利用料金の変更をしようとするときも、同様とする。

ただし、指定期間中に配合飼料価格の大幅な変動等により、既に承認した利用料金を見直す必要があると判断した時、県は指定管理者に対し、指定管理者は県に対して変更協議を申し出ることができるものとする。また、県及び指定管理者は、変更協議の申し出を受けた時には協議に応じなければならない。

(2) 指定管理者が知事の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

(3) 利用料金は、指定管理者の収入とする。

11 物品の管理等

(1) 指定管理者が県の委託料により物品を購入するときは、購入後の物品は県の所有に属するものとする。

(2) 指定管理者は、県が定める物品管理の諸帳簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について県に報告しなければならない。

(3) 指定管理者は、業務において県の所有に属する物品のうち、重要物品については、「静岡県財産規則」に基づき、購入異動の事実があったときは、遅滞なく県に報告しなければならない。
なお、この場合の重要物品とは、1品の取得価格が100万円以上の物品をいう。

(4) 県が事前に用意する備品物品等は別途提示する。

12 事業報告書の提出

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、30日以内に下記の事項を記載した事業報告書を提出する。

ア 育成場の管理に関する業務の実施状況

- イ 育成場の管理に関する業務に係る収支状況
- ウ 育成場の利用状況
- エ その他、知事が必要と認める事項

(2) 報告書の内容の調査

その他必要に応じて、知事は、指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関して定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求めることができる。また、必要に応じて施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことがある。

13 事業継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

なお、この場合、県に生じた損害は指定管理者が県に賠償するものとする。

- (2) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は継続の可否について協議を行うものとする。

なお、その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、県は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

14 協定等の締結

県と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結する。さらに、年度毎に取決めを行う必要がある場合には、別途、年度協定を締結することができるものとする。

15 留意事項

- (1) 円滑な管理運営業務を行うため、家畜共同育成に関する十分な能力を持つ職員を確保するとともに、必要な組織体制を整えること。
- (2) 育成場の管理・運営、特に受託牛の育成や草地管理は、事業年度や指定期間をまたいで行われ継続性が求められる業務である。このため、職員の配置、引継に当たっては業務の継続性について十分配慮をすること。
- (3) 職員の委託業務の遂行に専念できる体制を整えること。
- (4) 静岡県畜産技術研究所が実施する畜産関係の試験研究へ協力すること。

16 資料

【静岡県家畜共同育成指定管理者募集要項 資料編】

- (1) 静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例
- (2) 静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例施行規則
- (3) 静岡県家畜共同育成場の立地概要
- (4) 天城哺乳場・放牧場（(公社)静岡県畜産協会資料）
- (5) 静岡県家畜共同育成場関係図面

- ア 天城放牧場 案内図
- イ 天城放牧場 平面図
- ウ 天城放牧場 航空写真
- エ 天城放牧場・哺乳場 主要施設配置図
- (6) 静岡県家畜共同育成場管理運営方針
- (7) (公社)静岡県畜産協会家畜共同育成事業実績
 - ア 育成牛受託状況等の状況
 - イ 令和2年度静岡県家畜共同育成場事業報告書
- (8) 静岡県畜産技術研究所の試験への受託牛の提供について
- (9) 焼津市以西の受託牛の輸送について
- (10) 家畜伝染病の検査等について

静岡県家畜共同育成場機械・備品一覧

所有区分	利用区分	備品名	導入年度	備考
県	運搬	ダンプトラック	2017	
県	共通	パワーショベル	2000	
県	共通	トラクター	2000	
県	共通	トラクター	2021	
県	共通	アルミブリッジ	2005	
県	共通	ホイールローダー	2008	
県	共通	ミニホイールローダー	2012	
県	共通	トラクター	2014	
県	共通	スキッドステアローダー	2018	
県	共通	ホイールローダー	2019	
県	共通	発電機	2020	
県	草地管理	草地更新機	2009	
県	草地管理	マニュアルスプレッダー	2013	
県	草地管理	ブロードキャスター	2018	
県	草地管理	フレールモア	2018	
県	草地管理	マニュアルスプレッダー	2020	
県	事務	片袖机	1999	6個
県	事務	肘掛椅子	1999	6個
県	事務	書類収納庫	1999	2個
県	事務	ロッカー	1999	2個
県	飼養管理	ローリータンク	2004	4個
県	飼養管理	全自動哺乳装置	2004	
県	飼養管理	フォークリフト	2015	
県	飼養管理	フォークリフト	2019	
県	飼養管理	牛管理機器	2019	
県	輸送	家畜運搬車	2020	
県	輸送	家畜運搬車	2010	

静岡県及び指定管理者の業務区分表

業務項目		業務内容	業務区分		摘要	
			静岡県	指定管理者		
施設管理	施設管理	建築物、工作物、草地の維持管理・警備等		○		
	設備・機械管理	設備・機械の保守点検		○		
	施設補修	小規模修繕（1件当たりの所要額が概ね100万円未満のもの）			○	
		大規模修繕（1件当たりの所要額が概ね100万円以上のもの）	○		県と協議の上決定	
	施設整備	建築物、工作物等の新築、増改築、移転		○	指定管理者が事業計画書で提案したもので県が認めたもの	
	備品管理	現在ある備品の更新	○		県と協議の上決定	
		備品の管理、修理、検査等		○		
安全対策	防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り等		○	指定管理者は、災害等発生した場合は、速やかに状況を把握し、県に報告する。		
	施設の一時使用	施設の一時使用許可		○	預託事業に影響のない範囲内で許可すること。長期的なもの、重要なものについては、県と協議する。	
施設運営	利用受付等	育成牛の預託の受付、入退場手続、利用料金の徴収		○		
	施設運営	牛の飼養管理、バイオマス利用施設の運営管理		○	運営基準により実施する。	
	利用案内	施設の利用案内、周辺住民への対応		○		
事業運営	利用促進	指定管理者の持つノウハウを活用し、新しく牛の育成を促進する事業等の実施		○	指定管理者は、事業計画書で提案したもので県が認めたもの	
	データ収集	預託頭数、牛の成育状況等データ収集		○		
	意見交換会	預託者との意見交換会、参観会等の開催		○		
	広報	利用促進のための情報提供、各種広報		○	情報提供にあたって指定管理者は、事前に県に提出する。	
指導等	飼養技術指導	指定管理者への技術指導・支援	○			
	草地技術指導	指定管理者への技術指導・支援	○			
	環境対策指導	指定管理者への技術指導・支援	○		検査含む	
	バイオマス利用施設指導	指定管理者への技術指導・支援	○		データの収集含む	
	家畜衛生指導	指定管理者への技術指導・支援	○			
	家畜衛生検査	預託牛の衛生検査	○			
県有等財産管理	土地使用貸借	伊豆森林管理署、西伊豆町との使用貸借契約	○			
	台帳管理等	財産台帳の調整、管理	○			
	財産取得、処分	所有権取得行為、処分行為	○			
	その他財産管理行為	財産の維持、保全	○			
指定管理者の財産		財産の維持、保全		○		

静岡県家畜共同育成場の業務量及び事務局事務量(想定)

場 別	天城放牧場	天城哺乳場	計
作業時間合計	10,562	7,545	18,107
人工(1人=1904h)	5.5	4.0	9.5
(作業内訳)			
飼 料	2,112	2,843	4,955
牛の移動	539	82	621
入・退場	836	407	1,243
牛の管理	1,189	622	1,811
環境対策(糞尿処理含)	2,539	2,136	4,675
草地維持	1,054	0	1,054
草地更新	248	0	248
施設管理	807	321	1,128
機械管理	138	96	234
その他事務	1,100	1,038	2,138
計	10,562	7,545	18,107

	事務局
作業時間合計	3,989
人工(1人=1904h)	2.1
(事務内訳)	
入退場牛事務	431
農家との連絡調整	108
成育データ処理・提供	315
事業計画・実績	212
牧場運営業務打合せ	273
病気・事故等処理	120
関係機関等連絡調整	152
預託料・委託・補助金	674
物品購入・契約	724
給与保険等会計	600
その他事務	380
計	3,989

合 計
22,096
11.6

静岡県家畜共同育成場の業務内容(想定)

放牧場	
飼料	飼料発注量計算・発注 飼料受入・チェック 飼料給与(牛観察含む)
牛の移動	パドック間移動 パドック～草地 牧区間移動
入退場	牛の輸送(トラック) 入場一連作業(牛移動含む) 退場一連作業(牛移動含む)
牛の管理	舎飼牛見回り 放牧牛見回り 牛治療 衛生検査(妊娠鑑定)補助・測尺
環境対策	パドックの堆肥出し 牛舎の堆肥出し(放牧期) 第1次沈殿槽の堆肥出し 第2次沈殿槽の汚水出し 牛舎オガ粉散布 オガ粉運搬(仲原製材) 避難牛舎堆肥出し 避難牛舎沈殿槽の堆肥出し 堆肥舎堆肥切返し 堆肥舎及び完成品保管庫への堆肥移動 堆肥袋詰 場外への堆肥運搬 場外への液肥運搬 消化液の散布 バイオブラント維持管理 調整池の管理(天城・宇久須) 水質検査
草地維持	肥料受入 肥料運搬 除石 追肥(堆肥散布) 追肥(化成肥料機械散布) " 手撒き 追播(手撒き) 掃除刈り 雑草防除(手刈り)
草地更新	堆肥散布 耕起 土壌改良剤機械散布 " 手撒き 砕土・整地 播種(機械) " 手播き 覆土・鎮圧
施設管理	牛舎清掃 事務所清掃 車庫清掃 施設(道路・水路含む)見回り 施設修繕 牧柵補修 水源管理 飼料タンク清掃 除雪

放牧場	
機械管理	洗車 機械・車両整備 軽油補充 頭絡作成
その他	朝の打合せ 月例打合せ 農家との連絡 作業日誌記入 月末書類作成 その他事務処理 作業計画作成 外来者対応 出張 連絡調整(県、市、町、農協等)

哺乳場	
飼料	飼料発注量計算・発注 飼料受入・チェック 飼料給与(牛観察含む) 飼料運搬・補充 ミルク馴致
牛の移動	パドック間移動
入退場	牛の輸送(トラック) 入場一連作業(牛移動含む) 退場一連作業(牛移動含む)
牛の管理	牛治療 測尺 除角 衛生検査
環境対策	牛舎の堆肥出し 牛舎オガ粉散布 堆肥舎堆肥切返し 堆肥舎内の区画移動 堆肥運搬(牧場堆肥舎へ) パドック堆肥出し(オガコ舎) 調整池の管理 水質検査 哺乳場浄化槽清掃
施設管理	牛舎清掃 牛舎消毒 事務所清掃 施設修繕 飼料タンク清掃 除雪 カウハッチ移動
機械管理	洗車 機械・車両整備 軽油補充
その他	朝の打合せ 月例打合せ 農家との連絡 作業日誌記入 月末書類作成 その他事務処理 作業計画作成 来訪者対応 連絡調整(県、市、町、農協等)